

議第二十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第七号中「三千六百元」を「二千七百元」に改め、同条第四項第二号中「七百元」を「千百元」に改め、同条第十二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 獣医師である職員のうち人事委員会が定めるものが従事すると畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十五条の規定による検査の業務に従事した日一日につき千円の範囲内で人事委員会が定める額

第二十条の二第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「前条第十二項第二号」を「前条第十二項第一号及び第三号」に改める。
第三十七条に次の一項を加える。

3 前項に規定する勤務を命ずる時間及び月数の上限その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例中第二十条第二項第七号の改正規定及び第三十七条に一項を加える改正規定は平成三十一年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二十条第四項の規定は平成三十年九月九日から、同条第十二項及び第二十条の二第一項の規定は平成三十年十二月一日から適用する。

提 案 説 明

家畜伝染病防疫作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当の支給上限額を改定する等のため、この条例を定めようとする。